



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 1 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課) 1
- 2 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会課) 1
- 3 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課) 2
- 4 指定障害福祉サービス事業者の指定 (") 3
- 5 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 3
- 6 紀北地域森林計画の変更 (林業振興課) 4
- 7 紀中地域森林計画の変更 (") 4
- 8 紀南地域森林計画の樹立 (") 4
- 9 公共測量の実施 (技術調査課) 4
- 10 海岸法による所有者不明の家屋等の措置 (港湾空港課) 5

○ 選挙管理委員会告示

- 1 政治団体の届出事項の異動の届出 6
- 2 政治団体の設立の届出 6
- 3 資金管理団体の届出 7

○ 公告

- 使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦 (労働政策課) 7
- 都市計画の案の縦覧 (都市政策課) 7

○ 監査公表

- 監査公表第1号 8

○ 正誤

- 平成25年12月6日付け和歌山県報第2512号和歌山県告示第1448号中 12

告 示

和歌山県告示第1号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田薬 67-25	和み調剤薬局	田辺市末広町17-14	平成 25. 12. 1

和歌山県告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成26年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071200731	有限会社J・M・S	デイサービスセンターゆうやけ	紀の川市貴志川町長山30-1	通所介護・介護予防通所介護	平成25.7.4
3062290113	株式会社Life Style	華リハ訪問看護ステーション	田辺市稲成町232-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成25.7.21
3071700219	有限会社鈴木一郎商会	みつばち	紀の川市桃山町最上81	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.7.31
3071500494	株式会社なでしこ	あおいライフケア	有田市箕島861	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.7.31
3061790014	有限会社鈴木一郎商会	訪問看護ステーションみつばち	紀の川市桃山町最上81番地	訪問看護・介護予防訪問看護	平成25.7.31
3012010132	医療法人深谷外科医院	深谷外科医院	御坊市湯川町財部670-1	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	平成25.7.31
3071401065	株式会社結ゆい	ケアプラス結ゆい	海南市井田155-8	居宅介護支援	平成25.8.12
3071401073	株式会社結ゆい	デイサービス結ゆい	海南市藤白142-5	通所介護・介護予防通所介護	平成25.8.12
3072300514	合同会社アイトワ	アイトワケアサービス	新宮市蓬莱3丁目6番21号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.8.31
3061490037	医療法人辻秀輝整形外科	訪問看護ステーション辻秀輝	海南市名高178-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成25.9.30
3011110081	国民健康保険野上厚生病院組合	国保野上厚生総合病院	海草郡紀美野町小畑198	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平成25.9.30

和歌山県告示第3号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成26年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指定年月日	診断する身体障害の種類													
					視覚	聴覚	平衡	音声言語	そしゃく	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又ぼうはう直腸う	小 腸	免 疫	肝 臓	

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) パームシティ和歌山店

(変更後) スーパーセンターオークワパームシティ和歌山店

4 変更年月日

平成25年12月6日

5 変更した理由

小売業態の変更のため

6 届出年月日

平成25年12月18日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成26年1月7日から同年5月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第6号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき紀北地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局地域振興部林務課、那賀振興局地域振興部林務課及び伊都振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成26年1月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第7号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき紀中地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局地域振興部林務課及び日高振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成26年1月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第8号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき紀南地域森林計画をたてたので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局地域振興部林務課及び東牟婁振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成26年1月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第9号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき古座川町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成25年12月27日から平成26年2月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡古座川町の一部

和歌山県告示第10号

海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第12条第3項の規定に基づき、一般公共海岸内に放置されており、海岸管理上支障のある所有者不明の家屋、工作物及び附属物（以下「家屋等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成26年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 家屋等の所在及び種類等

(1) 所在

和歌山市西浜字下川向ノ坪及び中川向ノ坪地先 一般公共海岸区域

(2) 種類等

整理番号	工作物等の種類	箇所	その他
1	木造平屋建て倉庫及びその附属物一式	和歌山市西浜字下川向ノ坪1491番地先	
2	木造平屋建て倉庫及びその附属物一式	和歌山市西浜字下川向ノ坪1491番地先	
3	木造平屋建て倉庫及びその附属物一式	和歌山市西浜字下川向ノ坪1273番4地先	
4	木造平屋建て住宅及びその附属物一式	和歌山市西浜字下川向ノ坪1273番4地先	
5	木造平屋建て住宅及びその附属物一式	和歌山市西浜字下川向ノ坪1350番1地先	
6	木造平屋建て住宅及びその附属物一式	和歌山市西浜字中川向ノ坪1374番地先	
7	木造平屋建て住宅及びその附属物一式	和歌山市西浜字中川向ノ坪1374番地先	

2 所有者等の行うべき措置

当該家屋等の所有者、占有者その他当該家屋等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、海草振興局建設部に連絡した上で、この告示から30日以内に当該家屋等を撤去すること。

3 海岸管理者の行う措置

所有者等が期限内に2の措置を行わないときは、海岸管理者・和歌山県知事は、当該措置を自ら行い、他の者に命じ、又は委任して当該家屋等を撤去するものとする。

なお、撤去にあたっては、当該家屋等を解体の上、廃棄物として処分を行い、保管を行わないので、留意すること。

また、撤去及び処分後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第12条第9項の規定に基づき、当該家屋等の撤去及び処分に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

和歌山市築港一丁目14-2

海草振興局建設部管理課（電話番号 073-423-5952）

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年1月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
自由民主党有田市支部連絡協議会	会計責任者	柳瀬明	福田泰司	平成 25. 11. 13	政党	
共生橋本の会	代表者	平林崇行	平井孝郎	平成 25. 11. 21	政治団体	
社会民主党和歌山県和歌山支部	代表者	駿河重喜	松浦攸吉	平成 25. 11. 27	政党	
和歌山市議会議員ながの裕久と歩む会	政治団体の名称	和歌山市議会議員ながの裕久と歩む会	ひろひさ会	平成 25. 12. 3	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年1月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
和歌山蹊成会	浜田真輔	稲垣宰申	和歌山市府中1011-82	平成 25. 11. 26
浜田しんすけ後援会	前田浩二	岩尾洋一	和歌山市府中1011-82	平成 25. 11. 26
堀たくみ後援会	岩橋修	尾崎圭一郎	西牟婁郡白浜町御幸通り813	平成 25. 11. 28
尾花正啓後援会	尾花正啓	湯峯理之	和歌山市北汀丁7 城西ビル1階	平成 25. 12. 9

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
税理士による石田真敏後援会	加藤正彦	奥田崇喜	海南市名高201-5	石田真敏	衆議院議員	平成 25. 10. 31

和歌山県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年1月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
浜田真輔	和歌山市長	和歌山蹊成会	和歌山市府中1011-82	浜田真輔	平成 25. 11. 26
尾花正啓	和歌山市長	尾花正啓後援会	和歌山市北汀丁7 城 西ビル1階	尾花正啓	平成 25. 12. 9

公 告

公 告

和歌山県労働委員会現委員の任期満了に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により次期委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成26年1月7日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

1 推薦資格を有する者

- (1) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその事務とする使用者団体又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体とする。
- (2) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。

2 推薦される者の資格

使用者委員又は労働者委員の候補者に推薦される者の資格については、特別の制限はないが、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれの委員となることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

3 推薦方法

- (1) 使用者団体は、別に定める推薦書を提出すること。
- (2) 労働組合は、別に定める推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付し、提出すること。

4 推薦書の提出期間

平成26年1月7日から同年2月5日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する休日を除く。

5 推薦書提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成26年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画臨港地区 和歌山下津港臨港地区
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更する部分
和歌山市湊字青岸坪1337-2
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市まちづくり局都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成26年1月7日から同月21日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成25年11月25日及び同月29日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年1月7日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 岸 本 健
和歌山県監査委員 森 礼 子

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
日高振興局	平成25年11月25日
農業試験場暖地園芸センター	〃
果樹試験場うめ研究所	〃
畜産試験場養鶏研究所	〃
和歌山県立日高高等学校・附属中学校	〃
和歌山県立紀央館高等学校	〃
和歌山県立南部高等学校	〃
和歌山県立みはま支援学校	〃
和歌山県御坊警察署	〃
西牟婁振興局	平成25年11月29日
紀南県税事務所	〃
和歌山県防災航空センター	〃
紀南児童相談所	〃
田辺産業技術専門学院	〃
和歌山県畜産試験場	〃
和歌山県林業試験場	〃
紀南家畜保健衛生所	〃
南紀白浜空港管理事務所	〃
給与課紀南分室	〃
和歌山県立紀南図書館	〃

和歌山県教育センター学びの丘	〃
和歌山県立田辺高等学校・田辺中学校	〃
和歌山県立田辺工業高等学校	〃
和歌山県立神島高等学校	〃
和歌山県立南紀高等学校	〃
和歌山県立熊野高等学校	〃
和歌山県立南紀支援学校	〃
和歌山県立はまゆう支援学校	〃
和歌山県田辺警察署	〃
和歌山県白浜警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 日高振興局地域振興部

(ア) 証紙売りさばき代金の収納後の銀行への引継ぎ処理に不備があり戻出していたので、今後このようなことがないよう、収納員の意識を高めるとともにチェック体制を強化されたい。

(イ) 上富田町への外出承認について、外出承認簿、自動車等使用台帳及び超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿に記載された時間が誤っていたので適正に処理されたい。

(ウ) 自家用電機工作物の保安管理業務において、年次点検を平成24年12月29日に行っているが、超過勤務命令により振興局の庁舎管理を担当する職員の立会いが確認できないので、適正に処理されたい。

イ 日高振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成24年度末で約555万円となっており、前年度末に比し約82万円増加している。

今後、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第34条第1項に定められた期限内に督促状を発行するとともに、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、未収金回収の取組を強化されたい。

また、今後も被保護者の資産状況を精査し、収入の把握に努めるなど新規未収金の発生防止に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で約121万円となっており、前年度末に比し約28万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

ウ 日高振興局建設部

(ア) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成24年度末で約524万円となっており、前年度末に比し約222万円減少している。

今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 港湾・海岸占用料の収入未済額約119万円について、今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 橋梁設計瑕疵による業務委託契約損害金の収入未済額約378万円について、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 歳入金の収納及び指定金融機関等に対する払込みの状況について、現金出納簿に登録されていないものがあつたので、適正に処理されたい。

- (オ) 平成24年度港湾占用料について、決裁済みの収入調定の一部削除を行っていたので、適正に処理されたい。
- エ 畜産試験場養鶏研究所
旅行命令簿が作成されていない旅行があったので、適正に処理されたい。
- オ 和歌山県立日高高等学校・附属中学校
週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当を支給していない事例があったので適正に処理されたい。
- カ 和歌山県立紀央館高等学校
教員特殊業務従事伺・実績簿において支給額が誤っていたので適正に処理されたい。
- キ 和歌山県立南部高等学校
委託契約において、平成23年7月1日付け監察第37号監察査察監通知に基づく暴力団排除条項の記載がなされていない事例が見受けられたので、適切に処理されたい。
- ク 和歌山県立みはま支援学校
旅行命令簿において、次の不適正な事例があったので適正に処理されたい。
(ア) 用務地点誤りによる旅費支給額の不足があった。
(イ) 自家用自動車使用承認欄及び使用区間の不記載による旅費額調整の未了があった。
- ケ 和歌山県御坊警察署
手数料の支出において、請求金額が誤っているにもかかわらず支出命令を行い、その後戻入を行っていた事例があったので、適正に処理されたい。
- コ 西牟婁振興局地域振興部
(ア) 備品購入費(図書購入代)の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。
(イ) 週休日の旅行命令における用務の時間に超過勤務命令等が行われていないので適正に処理されたい。
(ウ) 平成25年度における海岸占用料の収入調定及び収納が遅れていたため、今後適正に処理されたい。
- サ 西牟婁振興局健康福祉部
(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成24年度末で約577万円となっており、前年度末に比し約14万円増加している。
今後、和歌山県財務規則第34条第1項に定められた期限内に督促状を発行するとともに、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、未収金回収の取組を強化されたい。
また、今後も被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど新規未収金の発生防止に努められたい。
(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で約464万円となっており前年度末に比し約13万円減少している。
今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。
(ウ) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿について、次の不適切な事例があったので適切に処理されたい。
a 4時間の週休日の振替が行われた残りの勤務時間の区分は125/100であるが、135/100を支給していた事例があった。
b 週38時間45分の勤務時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給している事例があった。

シ 西牟婁振興局建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成24年度末で約1,529万円となっており、前年度末に比し約61万円減少している。

今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 旅行命令をすべきところ外出承認で行っていたので、適正に処理されたい。

ス 紀南県税事務所

(ア) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は92.1%と前年度に比し0.4ポイント増加しており、平成24年度末の収入未済額も約5億3,016万円と、約3,181万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約85%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、全体として事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) 不動産取得税の課税において納税義務者を誤って課税した事例などにより、課税の取消しを行っているが、今後このようなことがないように適正に処理されたい。

(ウ) 消耗品の納品書に個人印が押印されていなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

セ 紀南児童相談所

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、債権回収に努めているものの平成24年度末で約263万円となっており、前年度末に比し約9万円増加している。

今後、子ども未来課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促や戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

(イ) 旅行命令をすべきところ外出承認で行っていたので、適正に処理されたい。

(ウ) 消耗品費（オイル）の納品書に受付印及び個人印を押印していないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(エ) 用務開始時刻に用務地に到着できない旅行命令となっていた事例があつたので、適正に処理されたい。

ソ 田辺産業技術専門学院

週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当を支給していない事例があつたので適正に処理されたい。

タ 和歌山県畜産試験場

(ア) 用務開始時刻に用務地に到着できない旅行命令となっていた事例があつたので、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令簿において、勤務時間外の用務を命じている職員の超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿に命令がなされていなかったため、適正に処理されたい。

チ 和歌山県林業試験場

郵便切手類使用簿において、複数人による年度当初の現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

また、四半期ごとの残高価額の合計が記入されていなかったため注意されたい。

ツ 南紀白浜空港管理事務所

(ア) 平成24年度南紀白浜空港保安管理システム保守業務の委託契約書について、平成23年7月1日付け監察第37号監察査察監通知に基づく暴力団等排除条項が記載されていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令どおりの旅行をしていない事例があったので、今後適正に処理されたい。

テ 和歌山県立神島高等学校

(ア) 自家用車使用及びレンタカーによる旅行命令簿において、ハイスクール強化校指定事業の補助金で旅費別途支給となっているが、支給対象ではないので適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令簿において、旅行として命令すべきところ夜間帰着としていたので適正に処理されたい。

(ウ) 集中調達物品の消耗品の納品で、納品書に当該発注機関の受付印及び個人印を押印していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い適正に処理されたい。

(エ) 教員特殊業務従事伺・実績簿において支給額が誤っていたので適正に処理されたい。

ト 和歌山県立南紀高等学校

(ア) 平成25年8月に提出のあった住居届(支給要件の喪失)に基づき住居手当の認定を行っているが、平成2年に届出を行い認定を受けていた住宅(自宅)は平成9年2月に建て替えられており、住居変更に伴う届出手続漏れがあったことが判明したので適正に処理されたい。

(イ) 使用許可しているカップ式飲料自動販売機の水道使用について、料金を徴収していなかったため適正に処理されたい。

ナ 和歌山県立熊野高等学校

自家用車使用及びレンタカーによる旅行命令簿において、ハイスクール強化校指定事業の補助金で旅費別途支給となっているが、支給対象ではないので適正に処理されたい。

(3) 検討事項

ア 日高振興局建設部

廃川敷地の処理について、平成24年度末現在で未処理となっているものが14箇所あるが、適正な管理に努めるとともに売却や一定の条件をつけて貸し付けるなどの方策を検討されたい。

イ 和歌山県立南紀高等学校

昨年度に検討事項とした自動販売機4台の設置許可の見直しに関し、使用許可先の育友会が販売事業者と交渉し販価のさらなる値下げによる生徒還元の充実を図ったところであるが、なお売上管理や業者選定競争原理が働きにくい状況にあることから販売事業者への直接貸付制度への移行を検討されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

正 誤

正 誤

平成25年12月6日付け和歌山県報第2512号和歌山県告示第1448号中

ページ	行目	誤	正
8	上から32及び33	なお、撤去後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第12条第9項の規定に基づき、当該家屋等の撤去に要した費用を請求するものとする。	なお、撤去にあたっては、当該家屋等を解体の上、廃棄物として処分を行い、保管を行わないので、留意すること。 また、撤去及び処分後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第12条第9項の規定に基づき、当該家屋等の撤去及び処分に要した費用を請求するものとする。